

## 若狭町農業経営改善計画認定基準

### 第1 認定基準

- 1 若狭町農業経営改善計画認定要領第2の(6)の基準は、次のとおりとする。
  - (1) 農業経営の規模の拡大に関する目標が別表に定める経営規模以上であること。

なお、下回る場合でも概ね経営規模以上であり、かつ、生産方式の合理化や経営管理の合理化、農業従事の態様等の改善などを通じて自らの農業経営の改善を図ろうとする者は、認定の対象として適切であると判断する。
  - (2) 農業経営の規模の拡大及び農業所得の向上に努める者又は農業生産法人、一般法人であること。
  - (3) 前号の主たる従事者又は農業生産法人、一般法人の年間農業粗収益の目標が概ね1,000万円以上であること。
  - (4) 一般法人にあっては、法人の構成員で、かつ、法人の主たる農業従事者を配置し、必要な農作業に従事すること。
  - (5) 農業経営改善計画の有効期間内に申請者が70歳以上となる場合は、農業後継者との共同申請が望ましい。
- 2 土地利用型農業及び施設型農業は、第1項の基準を満たし、かつ、次に掲げる要件に同意する者とする。
  - (1) 若狭町の農業振興に関する施策等に協力すること。
  - (2) 営農する集落内農用地の保全管理等に努めること。

### 附 則

- 1 この基準は、平成22年7月30日から施行する。
- 2 この基準は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

### 附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

別表

作目・部門名	経営規模	基本構想指標 [基本方針指標]	摘要
水稻 (転作を含む。)	500 a 以上	個別経営体20～22ha 組織経営体40～100ha	自作地+借入地+作業受託*の合計面積とする。 *基幹三作業でその面積を1とする。
野菜 (施設)	ハウス 20 a 以上	[個人経営施設30～50a] [法人経営体50～100a]	ミディトマト、ネギ、イチゴ、軟弱野菜等
野菜 (露地)	水田作 (畑作) 50 a 以上	[畑作 3.2ha]	ネギ、大根、一寸そら豆、キャベツ等
果樹	170 a 以上	梅 3.1ha 梨 1.8ha [ブドウ0.8ha]	柿・イチジク含む
花き	75 a 以上	[露地 90a]	夏秋・秋・寒キク
酪農 (搾乳牛)	常時30頭以上	経産牛40頭 育成牛16頭 (水田飼料作 6.0ha)	
肥育 (肉専用)	常時50頭以上	肥育牛200頭 (水田飼料作 4.2ha)	
繁殖 (肉専用)	常時30頭以上	繁殖牛30頭 (水田 7.7ha) (飼料作 3.3ha)	
養鶏	成鶏10,000羽以上		
育雛	雛鶏20,000羽以上		育成率95%以上
特産品	別に定める		椎茸、その他

※指標は専作 (専業) の数値とする。